

熊本県有明海区漁業調整委員会

第516回議事録

令和5年（2023年）1月25日開催

第516回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)1月25日(水) 午後2時から

開催場所 県庁新館 職員研修室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一
平山泉 小森田智大 佐小田眞智子

(欠席委員) 八塚夏樹

(水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史
技師 直江瑠美

議 事

(1) 議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針の改定について(諮問)

(2) 報 告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について

事務局

定刻になりましたので、第516回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第516回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

本日は、雪で足もとの悪い中、出席いただきましてありがとうございます。今年、最初の委員会です。よろしくお願いたします。

それでは、ただ今から第516回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と佐小田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから9ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、ご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、三角網漁業、ばいかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、えび流し網漁業及びげんしき網漁業です。各漁業について説明いたします。

最初に、三角網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右図のような漁具を漁船で押したり、曳いたりして、えび類やあみ類を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域

は、スライド4番の青色で色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。三角網漁業については、以上です

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは、5番と6番です。スライド5番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド6番の参考図に赤色で色付けしている有共第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次に、えび流し網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に示しております、青色で色付けした熊本有明海となっています。許可予定の隻数は、合計25隻となっています。その他の内容は資料4ページ及び5ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

最後に、げんしき網漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の図のような漁具を設置し、くるまえび等を漁獲します。先ほどのえび流し網漁業では、えびを網に絡ませて漁獲しますが、げんしき網漁業では、スライド9番の図の漁具の下側の袋状の部分にえびを落とし込んで漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に示しております、青色で色付けした熊本有明海となっています。許可予定の隻数は、合計147隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページから9ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド11番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和5年1月30日から令和5年2月7日まで、許可の有効期間満了に伴う許可が令和5年1月30日から令和5年2月13日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がりましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
引き続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改定について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。私からは資料10ページ以降のぶりについての資源管理方針の一部改定について、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。

国は、令和2年12月の漁業法改正により、主要な有用魚種の乱獲を防止するため、漁獲可能量を定め、その対象魚種についても順次拡大していくこととしています。県では、令和2年12月1日付けで「熊本県資源管理方針」を策定し、順次、国が行う対象魚種の追加に応じて、本方針に魚種とその管理方法を追加してきました。

現在、本方針は、「まあじ」「まいわし」「くろまぐる」「するめいか」「まさば・ごまさば」の5魚種を対象に資源管理を行う内容としてしているところです。今回は、本県独自の対象として「ぶり」を追加したく、その内容に関する諮問となります。

まずは、資料11ページの1「主旨」をご覧ください。これまで、漁業者による資源管理の取組は、漁業者が作成した「資源管理計画」に基づき実施していましたが、漁業法の改正により、漁業者が実施する自主的な資源管理は、新たに漁業者が「資源管理協定」を締結し、県の認定を受けて、目標達成のための具体的な取組を行っていくこととなりました。これに伴い、これまでは「資源管理計画」への参加が漁業収入安定対策事業の加入要件となっていました。令和6年度以降は「資源管理協定」への参加が加入要件へと変更となります。

漁業収入安定対策事業とは、計画的に資源管理等に取り組む漁業者

を対象として、漁業者の収入が減少した場合の補填等を行う事業です。

「資源管理協定」を締結するためには、対象魚種の資源管理の方向性について、国が定める資源管理基本方針又は県が定める資源管理方針に沿ったものである必要があります。今回の改定は、令和4年度内に資源管理協定を締結予定の天草海域の大型・小型定置資源管理協定において、対象魚種を「まあじ」及び「ぶり」と定めるため、県資源管理方針を改定し、新たに「ぶり」の資源管理の方向性等を追加するものです。

なお、「まあじ」は既に県の資源管理方針に記載しています。

次に、2「ぶりの資源管理の方向性について」をご覧ください。

ぶりは広域的な資源であるため、国が行う資源評価により提案された目標管理基準値案に回復させることを目指します。

なお、国は令和5年度内に資源管理基本方針を改定し、「ぶり」の資源管理の方向性について追加する予定です。このため、今回の改定により目指す目標は、国が資源管理基本方針に資源管理の方向性を定めるまでの期間に用いるものとし、今回の改定により、ぶりの数量報告や数量管理を求めるものではありません。

具体的な内容については、資料24ページの別紙2になりますので御覧ください。

第2では、先ほど御説明した資源管理の方向性を記載しています。第3「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」では、調整規則等の公的規制の遵守や、資源管理協定への公表や取組の促進について記載しています。

なお、「まあじ」及び「ぶり」の資源管理協定を締結予定の天草海域の大型・小型定置資源管理協定においては、休漁日の設定による資源管理を取り組む予定となっています。

水産振興課の説明は以上です。

なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。

御審議のほどお願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長 他にないようですので、第2号議案「熊本県資源管理方針の改定について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員 はい

議長 それでは異議がない旨、答申します。
次は報告です。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課でございます。よろしく申し上げます。(2)報告「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」報告させていただきます。資料は、25ページからになります。着座にて説明させていただきます。

26ページをお願いします。1「資源管理状況等の報告の義務化」について、令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法第90条第2項及び同規則第28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回報告しますのは、改正法施行後の令和2年12月から令和3年度にかけて、海面の漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。

有明海区については、共同漁業権で21件、区画漁業権で49件の合計70件の漁業権があり、その全てについて報告がされております。内訳については、法令集の付箋部分に示しておりますので、併せて、御確認をお願いいたします。

2「報告方法」ですが、令和3年の11月に県内の全漁業権者に対し、漁業法第90条第1項に基づく資源管理状況等の報告について、文書を発出し、改正法施行後の令和2年12月1日以降の令和2年度分及び令和3年度分について、報告を求めています。

各漁業権者からの報告事項ですが、28ページの【参考】報告様式に記載している項目を確認下さい。

報告事項について、共同漁業権では、(1)資源管理の状況等について、漁業関連法令の遵守、休漁日や漁獲上限の設定等、定着性水産

動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。

また、(2)漁場の活用状況については、漁業の名称、延べ操業人数及び日数、漁獲量になります。29ページから32ページに漁業権別の報告様式を添付しております。

それでは、26ページに戻っていただき、3「適切かつ有効の判断について」、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになりますが、これは、33ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

次に27ページを御覧ください。4「各漁業権別の報告結果の概要」について御報告します。

まず、共同漁業権からですが、有明海区の共同漁業権は、有共第1号から有共第21号までの合計21件あり、(1)資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、主要漁業種類である「あさり」「はまぐり」の禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

また、「あさり」増殖の取組、稚魚の放流、海底耕うん、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

(2)の漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、「あさり」「はまぐり」「たいらぎ」「あなじゃこ」等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第2種及び第3種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網(つぼ網)、雑魚かし網等で漁獲がありましたが、第1種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業がありました。

(3)の適切かつ有効の判断について、漁業の行使実態はありましたが、漁場の目的外利用の有無については、状況が把握できなかったため、別途報告を求めることを予定しています。

27ページをご覧ください。次に区画漁業権について報告します。

(1)漁業種類は、第1種区画漁業として、のりひび建養殖業、のり浮流し養殖業、わかめ養殖業、第3種区画漁業として、あさり・はまぐり養殖業及びはまぐり養殖業があり、合計で49件の区画漁業権の免許があります。

(2)資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、「のり」の養殖については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。

(3) 漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、合計6件で養殖の行使実態が確認できないものがありました。

(4) 適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断し、行使実態が確認できない漁業権6件については、各漁業権者に対し、過去の行使状況を含めた実態等について、別途報告を求めることを予定しています。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長 水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員 (意見なしの声)

議長 特にないようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員 はい

議長 無ければ、これで第516回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。